

# 重要事項説明書（通所介護サービス）

あなたに対する通所介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令 39 号 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 協助会
主たる事務所の所在地	岐阜県可児市塩河 2709 番地の 1
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 玉木 貞昭
電話番号	0 5 7 4 - 6 1 - 1 1 2 0

## 2. ご利用施設

施設の名称	可児市春里苑デイサービスセンター
施設の所在地	岐阜県可児市塩河 2709 番地の 1
都道府県知事指定番号	2 1 7 3 1 0 0 1 5 3
センター長の氏名	河村 泰宏
電話番号	0 5 7 4 - 6 1 - 1 1 2 3
ファクシミリ番号	0 5 7 4 - 6 1 - 1 1 2 1

## 3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事 指定年月日	都道府県知事 指定番号	利用定員
老人福祉施設	平成 12 年 1 月 28 日	2 1 7 3 1 0 0 0 5 4	8 0 名
短期入所生活介護	平成 12 年 1 月 28 日	2 1 7 3 1 0 0 0 5 4	2 0 名
居宅介護支援事業	平成 12 年 1 月 28 日	2 1 7 3 1 0 0 0 3 9	1 4 0 名

## 4. 事業所の目的と運営方針

目的	介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 要介護者が尊厳と生きがいをもって充実した生活が送れるよう支援する</li><li>2. 個々の障害や能力に応じ生活全般の解決すべき課題をとらえ援助計画を策定し自立の援助をする</li><li>3. 利用者本位の考えに立ってサービスの質の向上を図り利用者や地域の信頼を得るように努める</li></ol>

## 5. 事業所の概要

### (1) 通常の事業の実施地域

可児市	全域
御嵩町	伏見地区
多治見市	姫地区、根本地区、共栄地区

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日ただし1月1日を除く
営業時間	午前8時00分より午後5時00分まで
サービス提供時間(平日)	午前9時15分より午後4時30分まで
サービス提供時間 (土日祝祭日および12/29~1/3)	午前9時15分より午後4時15分まで

### (3) 利用定員

30名 (1日あたり)
-------------

## 6. 職員の配置状況

【主な職種の勤務体制】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務			
1.センター長	1		1			1	1(常勤)	有
2.生活相談員	2	1	1			1.5	専従の生活相談員(社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、又はこれらと同等の能力を有する者)を1人以上配置すること。	有
2 介護職員 (介護福祉士)	7 (5)	3 (2)	1 (1)	3 (2)		5.1 (3.5)	利用者15人以下の場合は1人以上の介護職員を配置すること。利用者が15人を超える場合は利用者が5人を増す毎に介護職員を一人追加配置すること。	有
3 看護職員	5	1	4			1.5	専従の看護職員を1人以上配置すること。	有
4 運転手	7			7		—	—	—

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

## 7. 通所介護サービスの内容と利用料

重要事項説明書別紙①のとおり

## 8. 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

料金・費用はサービス利用終了後にご請求致しますので下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア：窓口での現金支払い

イ：指定口座への振り込み

めぐみの農協 広見支店 普通 0501204

口座名義：春里苑デイサービスセンター

ウ：めぐみの農協口座からの自動引き落とし

## 9. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 20 %

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

## 10. 緊急時の対応等

### （1）利用中の緊急対応

- ・事故の発見、救急搬送の要請など、利用者の身体生命の安全確保を最優先に対応します。
- ・状況を速やかに家族へ連絡します。
- ・医療を必要とする場合は、下記の医療機関において診療や入院治療の措置を講じます。その際の診療費につきましては、利用者にご負担いただきます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

### 協力医療機関

名 称	可児とうのう病院
所 在 地	可児市土田1221-5
電話番号	0574-25-3113
診 療 科	総合病院

## (2) 事故について

事故におきましては万全を期しておりますが、利用者の慣れない施設生活のため、混乱、環境適応行動、普段では考えられない事故に結びつく危険があります。すことをあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

・施設内における事故発生の可能性として次のもの等があります。

- 転倒や転落、またそれに伴う骨折、外傷
- 盗難や紛失
- 誤嚥、またはそれに伴う窒息
- 無断外出
- その他

## (3) 事故発生時の対応

事故発生時には、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

事業者は、損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 1 1. 苦情の受付について（契約書第 2 3 条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

可児市塩河 2709 番地の 1 社会福祉法人 協助会 担当者：社会福祉士 相賀 知子 電話：0574-61-1120
---

○受付時間 毎週 月 曜日～金曜日 午前 9 時 ～ 午後 5 時まで

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

可児市介護保険担当課	所在地：可児市広見 1-1 電話番号：0574-62-1111 F A X 番号：0574-63-4406 受付時間：午前 9 時～午後 4 時
国民健康保険団体連合会	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1（県福祉農業会館内） 電話番号：058-273-1111 F A X 番号：058-277-0431 受付時間：午前 9 時～午後 4 時
岐阜県社会福祉協議会	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1（県福祉会館内） 電話番号：058-273-1111 F A X 番号：058-275-4858 受付時間：午前 9 時～午後 4 時

## 1 2. 個人情報に関する基本方針・利用目的

社会福祉法人 協働会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

### （1）個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③法人は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### （2）個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規程類を整備し、安全対策に努めます。

### （3）個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 0574-61-1120）までお問い合わせください。

### （4）苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

### （5）施設内部での利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 入退所等の管理
  - ・ 会計、経理
  - ・ 介護事故、緊急時等の報告
  - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(6) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ その他の業務委託
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・ 家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(7) 施設内部での利用に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・ 施設において行われる事例研究等

(8) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者 職名 生活相談員

氏名.....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

本人 住所.....  
(利用者)

氏名.....

代理人 氏名..... 続柄.....

重要事項説明書別紙①

●介護保険給付対象サービスの内容及び利用料金

1. サービスの内容（以下のサービスは介護保険のサービス利用に係る自己負担額に含まれたサービスです）

- ・送迎
- ・健康チェック
- ・入浴、排せつ（排泄用品は別）、食事等の支援及び介護
- ・アクティビティ（集団的に行うレクリエーションや創作活動等）
- ・生活等に関する相談や助言

2. 利用料金

(1) 通所介護

【 単位 】 ※1割負担

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
通所介護費（1回）	658	777	900	1,023	1,148
	送迎含む（実施無 片道－47単位）				
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6（基本的に全員が対象）				
入浴介助加算	40（選択的サービス）				
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1ヶ月の総単位数（利用単位数×利用回数）に対して9.0%を加算				

※地域区分（7級地） 1単位：10.14円

※令和6年度の改定による

●介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料金

食事提供に伴う食費（おやつ含む）	720円
介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用	超過分は実費
小袋	100円
理美容	業者が掲げる費用
創作や外出等における活動費	要した実費